

『子どもの権利研究』査読内規

1. 投稿論文審査のため、査読者をおく。査読者は1原稿あたり2～3名とする。
2. 査読者は編集委員会の推薦に基づき、編集委員長が委嘱する。
3. 前項の査読者のほかに、編集委員長は、編集委員会の推薦に基づき、特定の論文を審査するための臨時の査読者を委嘱することができる。
4. 査読者は、編集委員会の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「査読結果報告書」に記載し、編集委員会に報告する。
5. 編集委員会は査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
6. 投稿論文の受領から掲載までの流れは、以下のとおりとなる。
 - (1) 研究論文を受領
 - (2) 編集委員会による査読者の決定
 - (3) 査読を依頼（約1か月）
 - (4) 査読結果の受領（A-1 採用(修正不要)、B-1 採用(軽微な修正を要する)、
B 修正条件付き採用、C 不採用）
 - (5) 投稿者への通知（10月末頃）

なお、Bと判定された投稿論文については、修正原稿が査読にに応じているかを編集委員会委員長が判断する。

付則 2015年5月16日施行

2018年3月13日改正